

広島県公安委員会告示第 27 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 9 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8P0008	平成 30 年 3 月 20 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR ぱちんこウルト ラセブン 2K5	京楽産業・株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三 丁目 24 番 4 号)	左同
7P1926	平成 30 年 3 月 22 日から 3 年間	同上	CR ぱちんこ AKB48- 3M3	株式会社オッキー・ 代表取締役 山田 道幸 (愛知県名古屋市天白区中 砂町 145 番地)	左同
7P1938	平成 30 年 3 月 12 日から 3 年間	同上	CR 大海物語 4WCB	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同
7P1767	平成 30 年 2 月 7 日から 3 年間	同上	CR 究極神判 XINS	株式会社七匠 代表取締役 照沼 丈史 (東京都渋谷区南平台町 16 番 11 号)	左同
7P0955	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	同上	CR マッハ GoGoGo20 00LSTA	同上	左同